

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
職員宿舍賃貸借 6戸	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 三木 秀一	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	令和3年4月1日	株式会社鑑ビル	新潟県新潟市中央区鏡西1-12-16	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	4,140,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借 9戸	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 三木 秀一	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	令和3年4月1日	株式会社新潟材協	新潟県新潟市中央区近江2-11-17	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	5,520,000	-	-	-	-	-	-	-	-
地盤沈下観測小屋敷地賃貸借 1161.18㎡	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 三木 秀一	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	令和3年4月1日	白根郷土地改良区	新潟県新潟市南区白根東町1-4-36	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	947,520	-	-	-	-	-	-	-	-
射水平野支所賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長 田井 浩朗	石川県小松市園町ホ85-1	令和3年4月1日	射水平野土地改良区	富山県射水市三ヶ624	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	2,220,000	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢新神田合同庁舎入退館管理システム保守業務 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局土地改良技術事務所長 坂根 勇	石川県金沢市新神田4-3-10	令和3年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ビジネスソリューション本部 西日本営業本部北陸支店	石川県金沢市西念3丁目5番1号	会計法第29条の3第4項(公募)	-	-	800,290	-	-	-	-	1	0	-	共同調達:北陸財務局で見積合わせ実施

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局加治川二期農業水利事業所長 川村 文洋	新潟県新発田市日渡96	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	4,320,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局加治川二期農業水利事業所長 川村 文洋	新潟県新発田市日渡96	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,140,480	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局加治川二期農業水利事業所長 川村 文洋	新潟県新発田市日渡96	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	2,496,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局加治川二期農業水利事業所長 川村 文洋	新潟県新発田市日渡96	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,284,000	-	-	-	-	-	-	-	-
松岡ため池建設工事他に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局加治川二期農業水利事業所長 川村 文洋	新潟県新発田市日渡96	令和3年4月1日	株式会社ワタデン	新潟県新発田市本田3930番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	-	2,837,169	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
北陸農政局新津郷用水農業水利事業所庁舎賃貸借1式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長 番詰 憲彦	新潟県新潟市秋葉区川口578番地13	令和3年4月1日	阿部木材工業株式会社	新潟県新潟市東区竹尾4丁目10番10号	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	9,570,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長 番詰 憲彦	新潟県新潟市秋葉区川口578番地13	令和3年4月1日	株式会社ライブ開発	新潟県新潟市中央区米山3丁目1番5号	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	2,232,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長 番詰 憲彦	新潟県新潟市秋葉区川口578番地13	令和3年4月1日	積水ハウス不動産中部株式会社新潟賃貸営業所	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目1-54	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	2,474,800	-	-	-	-	-	-	-	-
庁舎等の賃貸借契約1式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新川流域農業水利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	令和3年4月1日	西蒲原土地改良区	新潟県新潟市西蒲区巻甲5481-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	4,286,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官北陸農政局新川流域農業水利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	3,600,000	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	令和3年4月1日	積水ハウス不動産中部株式会社新潟賃貸営業所	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	2,486,400	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,200,000	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,080,000	-	-	-	-	-	-	-	-
庁舎等機械警備業務1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	令和3年4月1日	新潟総合警備保障株式会社	新潟県新潟市東区小金町1-17-20	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	既存警備システムの継続利用が庁舎借上契約の条件	-	1,815,000	-	-	-	-	-	-	-	-
1号幹線用水路工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長 佐々木 俊幸	新潟県長岡市千歳1-3-88	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,360,560	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
1号幹線用水路工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長 佐々木俊幸	新潟県長岡市千歳 1-3-88	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,428,480	-	-	-	-	-	-	-	-
1号幹線用水路工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長 佐々木俊幸	新潟県長岡市千歳 1-3-88	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,438,320	-	-	-	-	-	-	-	-
1号幹線用水路工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長 佐々木俊幸	新潟県長岡市千歳 1-3-88	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,421,760	-	-	-	-	-	-	-	-
1号幹線用水路工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長 佐々木俊幸	新潟県長岡市千歳 1-3-88	令和3年4月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	2,430,240	-	-	-	-	-	-	-	-
関川用水農業水利事業所庁舎賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局関川用水農業水利事業所長 横田 憲一郎	新潟県上越市稲田1丁目1番7号	令和3年4月1日	えちご上越農業協同組合	新潟県上越市藤巻5番30号	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,914,000	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数(※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
笹ヶ峰二期農地保全事業建設所庁舎賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局関川用水農業水利事業所長 横田 憲一郎	新潟県上越市稲田1丁目1番7号	令和3年4月1日	株式会社まちづくり新井	新潟県妙高市朝日町1-10-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行う行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	9,977,088	-	-	-	-	-	-	-	-
職員宿舍建物賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局関川用水農業水利事業所長 横田 憲一郎	新潟県上越市稲田1丁目1番7号	令和3年4月1日	ハセガワ不動産管理システム株式会社	新潟県妙高市栗原5-2-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行う行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	1,236,000	-	-	-	-	-	-	-	-
河北潟周辺農地防災事業所庁舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所長 家元 陸佳	石川県河北郡内灘町字大学1-2-1	令和3年4月1日	内灘町	石川県河北郡内灘町字大学1-2-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行う行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	-	9,232,880	-	-	-	-	-	-	-	-
ストックマネジメント推進事業(権利設定等事業) 国営阿賀野川用水地区土地改良施設の機能保全に係る区分地上権設定補償520.56㎡	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 三木 秀一	新潟県新潟市中央区川岸町1-49-3	令和3年4月16日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約変更(更新)を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるため。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所		随意契約 によること とした 会計法令 の根拠条文(企画 競争等)	競争性のない随意契約 によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の 役員の数 (※契約 の相手方 が農林水 産省が所 管する特 例社団法人 又は特例 財団法人 の場合の 記載事項)	提案者の 数	うち公益 社団法人 又は公益 財団法人 (特例社 団法人又 は特例財 団法人を 含む。)	特別な競 争参加資 格 (※提案 者の数が 1の場合 の記載事 項)	備 考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分					
収入減少影響緩和 対策積立金管理業 務委託事業 一式	支出負担行為 担当官 北陸 農政局長 岩 濱 洋海	石川県金 沢市広坂 2-2-60	令和3年4月20日	新潟県担い手 育成総合支援 協議会	新潟県新 潟市中央 区東中通 1-86-51	会計法第 29条の3 第4項(法 令等の規 定)	契約の相手方が法令等 (農業の担い手に対す る経営安定のための交 付金の交付に関する法 律施行規則(平成18年 農林水産省令第59号) 第11条第1項第4号)に より明確に特定され、競 争性のない随意契約に よらざるを得ないため。	-	6,840,000	-	-	-	-	-	-	-	-
収入減少影響緩和 対策積立金管理業 務委託事業 一式	支出負担行為 担当官 北陸 農政局長 岩 濱 洋海	石川県金 沢市広坂 2-2-60	令和3年4月21日	公益財団法人 いしかわ農業総 合支援機構	石川県金 沢市鞍月 2-20	会計法第 29条の3 第4項(法 令等の規 定)	契約の相手方が法令等 (農業の担い手に対す る経営安定のための交 付金の交付に関する法 律施行規則(平成18年 農林水産省令第59号) 第11条第1項第4号)に より明確に特定され、競 争性のない随意契約に よらざるを得ないため。	-	1,010,000	-	公財	都道府県 認定	-	-	-	-	-
田潟排水機場建設 工事に係る土地使 用補償	分任支出負担 行為担当官 北陸農政局新 川流域農業水 利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新 潟市西蒲 区巻甲 5488	令和3年4月23日	個人情報非公 表	個人情報 非公表	会計法第 29条の3 第4項(用 地補償契 約)	公共事業の施行に伴う 損失補償に関して契約 を行うものであり、工 事に必要となる土地等 の権利者との契約であ り、場所及び契約相手 方が特定されるため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田潟排水機場建設 工事に係る土地使 用補償	分任支出負担 行為担当官 北陸農政局新 川流域農業水 利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新 潟市西蒲 区巻甲 5488	令和3年4月23日	個人情報非公 表	個人情報 非公表	会計法第 29条の3 第4項(用 地補償契 約)	公共事業の施行に伴う 損失補償に関して契約 を行うものであり、工 事に必要となる土地等 の権利者との契約であ り、場所及び契約相手 方が特定されるため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田潟排水機場建設 工事に係る土地使 用補償	分任支出負担 行為担当官 北陸農政局新 川流域農業水 利事業所長 瀬戸 太郎	新潟県新 潟市西蒲 区巻甲 5488	令和3年4月23日	個人情報非公 表	個人情報 非公表	会計法第 29条の3 第4項(用 地補償契 約)	公共事業の施行に伴う 損失補償に関して契約 を行うものであり、工 事に必要となる土地等 の権利者との契約であ り、場所及び契約相手 方が特定されるため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。